

(趣旨)

市民課のモニターで放映する市政情報は、来庁した市民に対し、役立つ市政情報を的確に伝え、理解や関心を深めてもらうために、次のとおり市政情報の放映について必要な事項を定める。

I 市政情報に関する基本的な考え方

1 市政に関する情報や市主催のイベントなど市民生活に関わりが強い内容の情報を優先する。

- (1) 市政に関する情報や市主催のイベントなど、市民生活に直結する内容の市政情報を優先的に取り扱う。
- (2) 市民の安全・安心に関する市政情報を優先的に取り扱う。
- (3) 前2項の市政情報を放映するために、その他の市政情報を調整する。

2 より見やすく、読みやすいデザイン・レイアウトにする。

- (1) フォーマットを固定し、横書きで統一する。
- (2) わかりやすく簡潔に伝えるため、放映項目や内容を必要最小限にする。
- (3) 担当課、電話番号を明記する。ただし、テロップ放映に関しては、この限りではない。

II 放映基準

(放映優先順位)

1 放映する市政情報の優先順位は次のとおりとし、市政情報枠が確保できない場合は、上位の市政情報を優先する。

- (1) 市政情報、市主催事業のお知らせ
- (2) 市が共催する事業などのお知らせ（市が主催者の一員として企画や運営に参加し、経費の一部負担や責任の一部を分担しているものに限り）
- (3) 市の外郭団体、関連団体のお知らせ（市が継続的に人的・財政的な支援を行っている公益法人などに限り）
- (4) 国・県など行政機関からのお知らせ
 - ア 制度の案内など
 - イ 催しなど
- (5) 市が後援する事業などのお知らせ
- (6) その他、公益性が高く、時節に合わせた周知を要するものとして、市民課長

が特に放映することが必要であると認めた市政情報

2 前項の規定により、市政情報枠を確保できなかった場合等については、番号案内表示画面下部を流れるテロップでの対応とする。

ただし、テロップでの対応の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 緊急及び注意喚起を要するもの（警報発令、窓口本人確認など）
- (2) 締切、募集など期限の周知を要するもの
- (3) 時節に合わせた周知を要するもの
- (4) その他、公益性が高く、市民にとって有益な情報であるもの
- (5) 市民課長が特に放映することが必要であると認めたもの

(放映内容ごとの基準)

3 具体的な内容別の基準は、次のとおりとする。

(1) 各機関紙との関連

各課・機関が新聞折込等で各戸に配布する機関紙でお知らせする場合は、原則として放映しない。ただし、大規模な催しやお知らせについては、この限りではない。

(2) 周知

市の重点施策や市民生活に直結する制度及びその手続きに関するものであること。

(例) 児童手当の所得制限確認書類についてなど

(3) 啓発

定期的な「〇〇月間のお知らせ」のような啓発を主とした市政情報は、原則として放映しない。ただし、次の場合は放映する。

ア 市民の生命・財産に特に影響を及ぼすもの

(例) 市民安全、火災予防、防犯など

イ 特に緊急性の高いもの

(例) 振り込め詐欺、ノロウイルス、インフルエンザ、児童虐待など

(4) 個別通知がある事業

対象者に個別通知が届くものは、原則として掲載しない。ただし、送付した旨をお知らせするものについては、この限りではない。

(例) 市県民税の申告、がん検診など

(5) 職員などの募集

原則として、市の職員（非常勤職員などを含む）以外の募集は放映しない。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。